

Sota コミュニケーションパック用 Sota 保守規約

第1条 (本規約の目的)

本規約は、ヴイストーン株式会社（以下、「弊社」という。）が自ら開発したテーブルトップコミュニケーションロボット Sota（ソータ）（以下「Sota」という。）における、保守のサービス（以下、「Sota 保守」という。）に関して定めるものです。

第2条 (規約の適用)

1. 本規約における全ての事項は、Sota 保守に加入の申込をされるお客様（以下「お客様」という。）に適用されます。
お客様が Sota 保守の加入申込をするには、本規約を遵守していただくものとします。なお、Sota の修理の申込の際には、別途「Sota コミュニケーションパック用 Sota 修理サポート規約」にご同意いただく必要があります。
2. 本規約の内容と、メンバーサイト等に記載された条件とが矛盾する場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

第3条 (Sota 保守の内容)

1. Sota 保守の対象期間は、Sota 保守の対象となる Sota のライセンス適用日から起算します。
2. Sota 保守の途中で解約はできません。
3. Sota 保守に加入いただいた場合でも、自然損耗による破損以外の故障等により、明らかに有償修理となる場合には、元払いでの送付をお願いすることがあります。
4. 修理依頼をされる場合、事前にメンバーサイト等より申込をしてください。
5. 修理依頼をされる場合、Sota 販売時に梱包されていた箱を使用して輸送するものとし、それ以外の箱に入れて輸送された場合、箱の差し替え費用をご負担いただきます。
6. Sota 保守のためにお客様からお支払いいただいた料金は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
7. Sota 保守の内容については、対象期間内の通常使用における自然損耗による Sota 本体の破損について、年間3回まで預かり修理での無償修理対応とします。
8. Sota の故障・不具合が自然消耗に該当するかは、弊社で設ける検査基準を元に判断することとします。
9. 修理が困難であると判断した場合、代替機の発送をもって修理に代える場合があります。その場合、交換前の機体の所有権は弊社に移るものとし、交換後の機体をお客様に返却します。
10. 故障していない部品等（Sota の機能に影響しない傷、汚れなど）をお客様のご要望により交換する場合は、Sota 保守の保証対象外となります。
11. Sota 保守期間経過後は、Sota 保守の契約は自動的に終了します。
12. Sota 保守は Sota 保守の対象となる Sota のライセンス適用日から起算して3年間まで延長が可能です。
13. Sota 保守期間経過後は、Sota 保守の延長申込はできず、Sota 保守期間内に再度延長の申込及び保守代金支払が必要です。
14. Sota 保守は、日本国内に限り有効です。

第4条 (Sota 保守の加入について)

1. 別途「Sota コミュニケーションパック用 Sota 利用規約」にご同意いただく必要があります。
2. Sota1 台につき 1 契約に限ります。

第5条 (Sota 保守のキャンセルについて)

Sota 保守へ加入手続きをされた後、申込のキャンセルは受け付けません

第6条 (弊社によるサービスの停止)

弊社は、お客様の行為が「Sota コミュニケーションパック用 Sota 利用規約」第 10 条に定める禁止事項のいずれかに該当する場合、お客様への事前通知のうえ、Sota 保守の停止、及び修理受付の拒否ができるものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第7条 (お客様情報の取扱い)

お客様の個人情報については、以下メンバーサイトの「Sota 保守サービス プライバシーポリシー」に準拠します。

https://smahikarobo-sota.net/contact_us/

作成日：2017 年 9 月 22 日